

大阪府臨床心理士会選挙規程

(目的)

第1条 本規程は、大阪府臨床心理士会(以下本会という)の規約第12条第3項の規定により、理事および監査等の選挙方法等を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会)

第2条 本会の理事および監査の選挙(以下役員選挙という)は、本会の理事会が会員の中から3名の委員を選出し、選挙管理委員会(以下委員会という)を組織してこれを行う。

2 委員会は、その代表者として選挙管理委員長を定めなければならない。

(選挙)

第3条 委員会は、選挙実施日程とその実施手続きに関する計画書を作成し、会員に公示しなければならない。

2 理事および監査の投票は無記名で行い、所定の投票用紙を用いる。郵便投票とし、指定の日付までの消印のあるものをもって有効とする。その他、無効となる投票内容は委員会の定めるところによる。

3 理事の選挙は、3名を連記し、得票数の多い者を上位とする。

4 監査選挙は、2名を連記し、得票数の多い者を上位とする。なお、理事選挙の当選者が監査選挙でも当選した場合には、その者は理事選挙の当選者として扱い、その数に応じて、監査選挙の次点者を繰り上げることとする。

5 同票者が生じた場合、理事は年齢の低い者、監査は年齢の高い者を上位とする。

6 当選者が辞退をした場合は、次点者を繰り上げ当選とする。

(選挙台帳)

第4条 選挙台帳は、原則として、役員選挙を実施する当該年度の8月末日を基準日とした会員名簿によってこれを作成する。

2 役員選挙の選挙権及び被選挙権は、本会の会員が有するものとする。

(理事および監査の定数)

第5条 理事の定数は会員150名につき理事1名を基準とする。監査の定数は2名とする。

2 部会ごとの理事数は原則2名以上を基準とし、それに伴って必要な場合は、前項規程にかかわらず、部会ごとの次点者を繰り上げ当選者とすることができる。

3 前項で次点者がいない場合、またさらに本会の運営に特に必要である場合、理事会を準備する会議は、部会運営委員会の推薦を踏まえて会員を理事とすることを総会に提案することができる。

(理事・監査以外の役員)

第6条 会長は、選挙によって選出された理事の互選とする。

2 副会長、常任理事は会長を除いた理事の中から、理事会を準備する会議の決議により選出する。

- 3 事務局長、会計、書記は常任理事の中から会長が指名する。
- 4 役員が任期の途中で欠けた場合は、該当の期の選挙結果に遡り、第3条第6項と同様の手続きで欠員を補充する。ただし、補充された役員の任期は、欠けた役員の任期の残存期間とする。

(規程の改正)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の承認を要する。

付則(1)「大阪府臨床心理士会理事および監査選挙規定細則」および「理事選挙に関する申し合わせ(2016年6月5日施行)」は、2019年6月9日に廃止され、この規程は、2019年6月9日から施行される。